

○山形県立自然公園条例許可基準（条例施行規則第16条の2整理表（風力発電施設関係抜））に基づく県営風力発電事業（仮称）に関する考え方（庄内海浜県立自然公園第3種特別地域）

風力発電施設の新築に係る許可基準				県の考え方	
施行規則 第16条 の2	第1項	第2号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。		
			イ 第1種特別地域	対象事業実施区域及びその周辺の日本海海岸沿いは、庄内海浜県立自然公園の第3種特別地域及び普通地域に指定されており、第1種特別地域内で行われるものではない（環境影響評価書3.2 P185 参照）。	
			ロ	第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	対象事業実施区域内においては、「その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの」とはなっていないことから、植生の復元が困難な地域等には該当しない（環境影響評価書3.2 P188 参照）。 なお、左欄(1)～(4)に掲げる地域の該当の有無については以下のとおり。 （1）対象事業実施区域の最寄の酒田特別地域気象観測所では年間最大風速は16.9m/s～25.0m/sが観測されており、砂浜では強風により飛砂が発生する地域である（環境影響評価書3.1 P43 参照）が、飛砂被害から守るための防浪砂堤が人工的に整備されており、植生の復元が困難な区域とは認められない。 （2）各種調査の結果により、対象事業実施区域内又はその周辺で重要な動物の生息又は重要な植物の生育が確認されている（環境影響評価書6.1.8動物 P525～576、6.1.9植物 P672～715 参照）ことから、「野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域」と認められる。 （3）対象事業実施区域を含む日本海沿いの砂丘海岸は、「日本の地形レッドデータブック第1集 新装版」で「地形として多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形」として「庄内砂丘」が選定されている（環境影響評価書3.1 P67 参照）ことから、重要な地形若しくは地質と認められるが、「典型的な形態」とされており、「地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域」とは認められない。 （4）対象事業実施区域内にはクロマツが植林されている（環境影響評価書3.1 P127 参照）が、クロマツ植林が防砂林として造成されていることから、「学術的価値を有する人工林」とは認められない。
		第3号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に基づき、主要な展望地6地点を抽出し、展望地における眺望特性を踏まえ、展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認が行われている。 確認結果に基づいた眺望保全のための措置の検討（風力発電施設の配置、色彩など）を行ったうえで、風力発電施設の設置による眺望変化の程度を予測しており、予測結果からは、展望地からの眺望への支障が小さなものとなっていることが確認され、眺望保全措置が妥当であるとされている。 以上のことから、眺望保全のための措置によって風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないと認められる（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン評価報告書 P1～29 参照）。	
		第4号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	風力発電施設の色を背景となる空に溶け込むようなライトグレーを基調とした目立たない色とし、酒田市事業との意匠の調和に配慮するほか、風力発電施設の配置を地域景観に乱雑な印象を与えないようクロマツ林、防浪砂堤及び海岸線と平行、等間隔、最高高さが水平に揃うように整然と配置するなど、景観への影響を低減するための環境保全措置を講じる計画となっており、対象事業実施区域内の景観資源であり眺望対象となる庄内砂丘とクロマツ林の景観に著しい支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P823～923、要約書 P147、国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン評価報告書 P25 参照）。	
		第5号	当該風力発電施設の色並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	風力発電施設の色については、タワー周辺の景観と違和感がない施設とすることを基本とし、背景となる空に溶け込むようなライトグレー（うすい灰白色）を基調とした目立たない色とするともに酒田市事業との意匠の調和にも配慮するとしている。また、形態も庄内海岸に既に設置されている他の風力発電施設と比較して外見上に大きな相違がないと認められることから、周辺の風致又は景観と著しく不調和ではないと認められる（環境影響評価書6.1.11景観 P917、要約書 P147 参照）。	
		第6号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	風力発電施設の実質的な耐用年数が経過するときに、そのときの社会経済情勢などを踏まえ、事業を継続するか、終了するかを判断するとしていること、事業を終了する場合は、施設を撤去するが、その際は、設置時と同様の作業及び原状復旧を行うとされていることから、撤去に関する計画が定められ、跡地の整理が行われるものと認められる（環境影響評価書2 P11、要約書 P6 参照）。	
		第10項	第7号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。	建設機械の配置を工夫する等により仮設ヤードの面積を縮小したほか、送電線を既設の森林管理署管理道に埋設することとしたこと、防浪砂堤の砂草地に恒久的な管理用道路を設置しないこととしたことなど、土地の形状を変更する工事について、環境保全の観点から極力自然環境への影響が小さくなるよう事業内容の見直しを行っており、土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められる（環境影響評価書6.1.5地形 P482～485、要約書 P76～83 参照）。
			第9号	支障木の伐採が僅少であること。	対象事業実施区域及びその周辺にはクロマツが生育しているが、送電線の埋設及び仮設ヤード等の造成など工事に伴う伐採は行わない計画となっており、支障木の伐採はないと認められる（環境影響評価書6.1.9植物 P750、要約書 P16 参照）。 なお、対象事業実施区域内の第3種特別地域内には支障となる木竹は生育していない。

風力発電施設の新築に係る許可基準			県の考え方
第11項	第2号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	<p>本事業については知事意見や地域住民及び環境保全団体等の意見を踏まえ、環境保全の観点から極力自然環境への影響が小さくなるよう事業内容の見直しが行われている。</p> <p>一例として、重要な種であるコアジサシに関しては、繁殖期（5月～8月）における砂草地での工事を休止し、工事全体を2年に渡って行うことや、バードストライク対策として、風車を回避するようブレードに紫外線を反射する塗装を行うなどの環境保全措置が実施されることにより、環境への影響を回避又は低減していると評価されており、野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる（環境影響評価書6.1.8動物 P511～663、6.1.9植物 P665～752、6.1.10生態 P753～822、要約書 P97～98、P111～112、P129～131 参照）。</p> <p>対象事業実施区域内の主要な眺望景観は、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観であるが、その景観資源である庄内砂丘とクロマツ林について、クロマツ林は本事業による伐採が行われず、また、庄内砂丘は防浪砂堤の一部が改変されるものの、改変面積をできるだけ小さくするよう計画されているほか、改変された防浪砂堤の原状復旧・砂草の復元を図るとともに、飛砂防止措置や在来海浜植物の移植などが行われることにより、景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれはないと認められる（環境影響評価書6.1.5地形 P478～485、6.1.9植物 P749～751、6.1.11景観 P852～853 参照）。</p>